

令和元年度第 18 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年 12 月 24 日

担当部・課：産業部農業復興推進室〔内線 3556〕

① 件 名							
中津山地区基幹水利施設管理事業による該当施設の適正な管理について							
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）							
<p>【背景】 中津山地区においては、昭和 9 年度から 40 年度にかけて、県営かんがい排水事業により造成され、これまで水稻の湛水被害防止軽減に寄与してきたものの、近年の営農形態の変化等及び施設老朽化により機場排水能力を上回る流量が発生し、転作作物等の湛水被害が発生しており、平成 20 年度から、国によるかんがい排水事業を実施していた。</p> <p>【目的】 同地区における国営かんがい排水事業の完了に伴い、今後市が、同地区の土地改良施設である鶴家排水機場及び後谷地排水機場の施設管理を、国の基幹水利施設管理事業実施要綱に基づき適正に運営するために、土地改良法に基づく管理条例及び関係規則を制定するもの。</p>							
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性							
<p>【根拠法令】 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号） 土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>							
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）							
平成 28 年 5 月 平成 30 年 7 月 平成 30 年 8 月 ～令和元年 10 月 令和元年 11 月 12 月	中津山地区国営土地改良事業促進協議会総会にて、事業取り組みについて承認 中津山地区国営土地改良事業促進協議会総会にて、事業新規採択要望の報告 事業に関する打合せ、土地改良法手続き、事業負担割合の決定、受益者の同意徴集、事業計画の推進及び公告並びに確定 宮城県知事への報告 石巻市事業採択申請 宮城県事業採択申請 農林水産省事業採択申請受理						
⑤ 主な内容							
鶴家及び後谷地排水機場を適正に運営するために、関係条例等を制定する。 <p>【管理条例に定める主な内容】</p> <p>1 管理する土地改良施設の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴家排水機場</td> <td>石巻市小船越字下谷地地内</td> </tr> <tr> <td>後谷地排水機場</td> <td>石巻市成田字境前地内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 管理事項</p> <p>(1) 排水及びゲートの操作に関すること。 (2) 施設を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備に関すること。 (3) 洪水、その他の緊急事態における措置に関すること。 (4) その他施設の管理に関し必要な事項。</p> <p>3 管理の委託</p> <p>施設を効果的に管理するため必要があると認めるときは、その管理の全部又は一部を土地改良区に委託することができる。</p>		名 称	位 置	鶴家排水機場	石巻市小船越字下谷地地内	後谷地排水機場	石巻市成田字境前地内
名 称	位 置						
鶴家排水機場	石巻市小船越字下谷地地内						
後谷地排水機場	石巻市成田字境前地内						

【鶴家及び後谷地両排水機場の管理規則に定める主な内容】

- 1 管理の委託
排水機場の管理を石巻市北方土地改良区に委託する。
- 2 排水機場の諸元
排水機場の計画最大排水量等
- 3 排水ポンプの運転及び排水機場の操作方法等
取水や放流及びゲート操作と、機械器具等の点検整備等に関すること
- 4 干ばつや洪水などの、緊急事態における措置

⑥ 実施した場合の影響・効果

【影響・効果】

鶴家及び後谷地両排水機場を適正に管理することにより、地域の農業生産性の向上と農業経営の安定が図られる。

【市財政への負担】

年間の維持管理費：24,900千円（過去5ヶ年平均額）

うち本市が負担する管理経費：8,657千円（一般財源）

（試算）

- ・農林水産省（国） 30%（7,470千円）
- ・宮城県 1%（249千円）
- ・市町村・土地改良区 69%（17,181千円）（※1）

※1 市町村と土地改良区との負担割合：改良区受益面積と非農用地面積割合により計算

- | | |
|-------------------|---------|
| ①流域面積(②+③) | 5,300ha |
| ②土地改良区受益面積(賦課金徴収) | 2,598ha |
| ③非農用地及び改良区受益外面積 | 2,702ha |
- 土地改良区 (②/①) = 49%、市町村 = 51%
- 石巻市北方土地改良区 17,181千円 × 49% = 8,419千円
- 石巻市及び登米市 17,181千円 × 51% = 8,762千円 (※2)

※2 石巻市と登米市との負担割合：農地面積割合により計算

- | | |
|------------------------|---------|
| ④全体農地面積(⑤+⑥) | 3,191ha |
| ⑤石巻市 | 3,154ha |
| 土地改良区受益農地面積 | 2,561ha |
| 畑地等土地改良区受益外農地面積 | 222ha |
| 間接受益農地面積(国営事業受益地による参入) | 371ha |
| ⑥登米市 | 37ha |
| 土地改良区受益農地面積 | 37ha |
- 石巻市 (⑤/④) = 98.8%、登米市 (⑥/④) = 1.2%
- 石巻市 8,762千円 × 98.8% = 8,657千円
- 登米市 8,762千円 × 1.2% = 105千円(登米市から負担金で徴収)

⑦ 他の自治体における条例制定状況

県内自治体：大崎市（平成22年3月2日条例第2号）
東松島市（平成27年3月10日条例第26号）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年 2月 令和2年市議会第1回定例会に石巻市土地改良施設管理条例の制定について提案
（施行予定年月日：令和2年4月1日）
石巻市鶴家排水機場管理規則及び石巻市後谷地排水機場管理規則の制定
（施行予定年月日：令和2年4月1日）
4月 市による管理を開始

⑨ その他